整理番号：農林水産省－38

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長・変更）

要望元：農産局地域作物課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）	＜品目＞ 加糖調製品
改正要望の内容	**○改正を要する法令及び条項** 関税暫定措置法第２条第１項 **○具体的な内容** ＣＰＴＰＰ及び日ＥＵ･ＥＰＡ交渉の結果、輸入加糖調製品に関税割当の設定等の譲許がなされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱（平成 29 年 11 月 24 日ＴＰＰ等総合対策本部決定。以下「ＴＰＰ大綱」という。）に基づき、ＣＰＴＰＰ発効時に、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「糖価調整法」という。）及び関税暫定措置法が改正・施行され、糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加され、調整金徴収対象の輸入加糖調製品（20 ライン）に暫定税率を設定し、ＷＴＯ譲許税率と暫定税率との差分を関税から調整金に置き換えて徴収している。 ＴＰＰ発効後の暫定税率については、ＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえて設定しているところであり、国内で生産される砂糖の競争力強化を通じ糖価調整制度を安定的に運営するため、加糖調製品から適切に調整金を徴収し、指定糖からの調整金の軽減措置及び国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、適用を１年以上延長しつつ引き下げる必要がある。

税　番	統計細分	品　　目	現行税率			改正後税率			ＷＴＯ譲許税率	現行制度の増減税規模	改正増減収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
		別紙１参照								百万円	百万円

改正要望内容の施行期日及び適用期間	○施行期日 令和９年４月１日 ○適用期間 「令和９年３月 31 日まで」とされているものを１年以上延長する。
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	**①　現状** **(1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等** 加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉、脱脂粉乳、ソルビトール等の混合物等を指す。その形態は多岐にわたっており、主に菓子類、パン類、飲料、調味料、練製品などの原料として幅広く使用されている。また、加糖調製品は国内で製造されておらず、ほとんどが輸入である。

	加糖調製品は、平成２年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にあった。このような状況の下で、ＣＰＴＰＰ及び日ＥＵ･ＥＰＡ交渉の結果、輸入加糖調製品の関税割当設定や関税削減・撤廃をすることになったため、安価な加糖調製品の輸入が増大し、国内で生産される砂糖需要の代替が進行することで、原料となるさとうきびやてん菜の持続的な生産基盤を支えている糖価調整制度の安定運営に支障が生じることが懸念される状況となった。 このため、平成 29 年 11 月に策定されたＴＰＰ大綱において、甘味資源作物について「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」とされたことから、ＴＰＰ大綱を受けて国会に提出され、平成 30 年 6 月 29 日に可決・成立したＴＰＰ整備法において、糖価調整法及び関税暫定措置法が改正され、ＣＰＴＰＰの発効日から、糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加、加糖調製品から現行のＷＴＯ譲許税率の範囲内で調整金を徴収し、糖価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。 糖価調整制度は、甘味資源作物の生産及び国内産糖の製造事業の経営安定や、関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としているところ、加糖調製品からの適切な調整金収入を確保し、これを財源として、国内産糖への支援に充当すること等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図ることとしている。 **(2)輸入状況等** ＣＰＴＰＰの発効以降、国内における人口減少や消費者の低甘味嗜好等により、加糖調製品を含めた甘味料全体の需要が減少している。しかしながら、ＣＰＴＰＰ加盟国からの輸入量が増加するなど、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加に転じることが想定されるとともに、加糖調製品と国内で生産される砂糖の価格差は依然として存在している状況にある。 別紙２参照 **(3)国際市況等** 別紙２参照 **(4)国際交渉の状況・諸外国における制度実態** ＣＰＴＰＰ発効時の暫定税率については、１年目（平成 30 年）のＣＰＴＰＰの関税割当の枠内税率や関税削減・撤廃後の税率の設定状況等を踏まえて設定した。また、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から調整金を徴収し、国内産糖への支援に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、毎年、ＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえて、調整金徴収対象 20 ラインのうち、ＣＰＴＰＰ及び日ＥＵ･ＥＰＡ交渉の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される６ラインについては暫定税率の引き下げ（コーヒー調製品は、令和５年度にＣＰＴＰＰ税率のステージングにおける最終税率を迎えたため、令和６年度からの暫定税率引下げ対象は５ラインとなった。)、その他の 14 ラ

	インについては暫定税率の適用延長を行っている。 　別紙３参照 **②　問題点** 　ＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を引き下げていくことにより加糖調製品からの調整金収入を確保することで、当該調整金収入を財源として、指定糖からの調整金の軽減措置及び国内産糖への支援に充当すること等を通じて国内で生産される砂糖の競争力を強化していく制度設計がなされているところ。 　暫定税率を廃止してＷＴＯ譲許税率に戻した場合、又は暫定税率が据え置きとなった場合、適切な調整金収入の確保ができず、加糖調製品からの調整金収入を財源として、国内産糖への支援に充当すること等により糖価調整制度を安定的に運営するという法改正の趣旨が達成できない。
改正の必要性と目的達成の見通し	**①　改正の目的（政策の達成目標）** 　国内で生産される砂糖の競争力強化及び糖価調整制度の安定的な運営の維持 **②　改正の方向性** 　ＴＰＰ発効後の暫定税率については、ＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえて設定しているところであり、国内で生産される砂糖の競争力強化を通じて、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から調整金を徴収し、国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、適用を１年以上延長しつつ引き下げる必要がある。 **③　改正目的達成予定時期** 　ＣＰＴＰＰ及び日ＥＵ･ＥＰＡ発効を踏まえ、今後、毎年関税割当枠の漸増や関税の漸減により安価な加糖調製品の輸入の増大や、国内で生産される砂糖との価格差が見込まれることから、ＣＰＴＰＰ及び日ＥＵ･ＥＰＡ協定上、税率が下がりきる協定発効 11 年目まで当該税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を引き下げていくことにより、現行のＷＴＯ譲許税率の範囲内で調整金を徴収することが必要となる。その後は、情勢を踏まえつつ暫定税率を維持し、柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。
改正の効果と妥当性	**①　改正による効果・影響** **(1)改正による国内産業保護に与える効果・影響** 　加糖調製品から確実に調整金収入を確保することで、当該調整金収入を財源として、既存の指定糖に対する調整金を軽減することや国内産糖への支援に充当することにより、砂糖と加糖調製品との価格差の縮小等を図り、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営に寄与する。 **(2)消費者等の利益に与える効果・影響** 　加糖調製品からの調整金収入を通じ、国産の砂糖価格を抑制している。

	(3)その他の効果・影響 ― **②　改正の妥当性** 暫定税率を廃止してＷＴＯ譲許税率に戻した場合、又は現在の暫定税率が据え置きとなった場合、適切な調整金収入の確保ができず、加糖調製品からの調整金収入を財源として、国内産糖への支援に充当すること等により国内産糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的に運用するという法改正の趣旨が達成できない。 ＣＰＴＰＰ発効後の暫定税率については、ＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえて設定しているところであり、国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、令和９年度も適用を１年以上延長しつつ引き下げる必要がある。
政策評価・関連措置	**①　本要望に関連する政策評価** 関税・外国為替等審議会 食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会 **②　当該政策評価の結果と改正の関係** 砂糖と競合関係にある輸入加糖調製品と国内産糖には大きな内外価格差が存在することから、農林水産省においてＣＰＴＰＰ発効に併せて糖価調整法を改正し、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営安定、その他関連産業の健全な発展を通じた国内産糖の安定供給を図るため、輸入加糖調製品からの調整金収入を確保し、これを財源として国内産糖への支援に充当すること等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力強化を図ることとしている。 本要望は、輸入加糖調製品と国内産糖との価格差が縮小し、国内で生産される砂糖との価格競争力の強化に有効である。なお、関税・外国為替等審議会答申を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会においても、輸入加糖調製品と国内産糖の需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等についての議論を行っていく。 **③　政府方針と改正の関係** 平成 27 年 11 月 25 日に決定されたＴＰＰ大綱において、甘味資源作物について「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。」とされた。ＴＰＰ大綱を受けて国会に提出され、平成 30 年６月 29 日に可決・成立したＴＰＰ整備法において、糖価調整法及び関税暫定措置法が改正され、ＣＰＴＰＰの発効日から、加糖調製品から現行のＷＴＯ譲許税率の範囲内で調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当すること等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。 また、令和元年 12 月５日にＴＰＰ大綱が改訂された際には、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき、加糖

	調製品からの調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施する。」と記載され、直近の令和２年 12 月８日の改訂の際にも同様の文言の記載がされた。 **④　関連措置** ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 　輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、輸入指定糖及び輸入加糖調製品から調整金を徴収し、それを財源として甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。

○　改正経緯

これまでの改正状況	加糖調製品の暫定税率は、ＴＰＰ整備法の中で、糖価調整法の改正時に併せて関税暫定措置法を改正し、設定されているところ。昨年度は、９年目のＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえて、調整金徴収対象 20 ラインのうち、５ラインについて暫定税率の引下げ、15 ラインについては暫定税率の適用延長を行った。
措置による効果	「改正の効果と妥当性　①改正によって期待される効果」と同じ

No.	税番	統計細分	品　目	改正前税率 基本	改正前税率 暫定	改正前税率 特恵	改正後税率 基本	改正後税率 暫定	改正後税率 特恵	WTO譲許税率	現行制度の増減税関係（百万円）	改正増減収額（百万円）
			【ココア及びその調製品】									
	18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品									
	1806.10		ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）									
1		110	1　砂糖を加えたもの －しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	17.7%	無税	（同左）	16.3%	（同左）	29.8%	0※	△67
	1806.20		その他の調製品（板状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）									
2		112	2　その他のもの （1）砂糖を加えたもの Ａ　チューインガムその他の砂糖菓子及び板状、板状、棒状又はペースト状の調製品 － チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
3		121	Ｂ　その他のもの － しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	28%	18.9%	無税	（同左）	17.9%	（同左）	28%	0※	△96
	1806.32		その他のもの（板状、板状又は棒状のものに限る。）のうち詰物をしていないもの									
4		212	2　その他のもの （1）砂糖を加えたもの － チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
	1806.90		その他のもの									
5		212	2　その他のもの （2）その他のもの Ａ　砂糖を加えたもの － チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
			【野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品】									
	20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第2006項の物品を除く）									
	2005.40		えんどう（ピスム・サティウム）									
6		191	1　砂糖を加えたもの （2）その他のもの － しょ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	23.8%	0※	－
	2005.51		ささげ属又はいんげんまめ属の豆のうち、さやを除いた豆									
7		191	1　砂糖を加えたもの （2）その他のもの － しょ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	23.8%	0※	－
			【コーヒー調製食料品】									
	21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物									
			コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びに これらをもととした調製品並びにコーヒーをもとと した調製品									
	2101.11		エキス、エッセンス及び濃縮物									
8		110	1　砂糖を加えたもの － しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	24%	9.7%	15%	（同左）	（同左）	（同左）	24%	0※	－
	2101.12		エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品									
9		111	1　エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 （1）砂糖を加えたもの － しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	24%	1.0%	15%	（同左）	（同左）	（同左）	24%	0※	－
10		246	2　コーヒーをもととした調製品 （2）その他のもの Ａ　砂糖を加えたもの （b）その他のもの	35%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
			【穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品、各種の調製食料品】									
	19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）									
	1901.90		その他のもの									
11		219	2　その他のもの （1）第04.01項から第04.04項までの物品の調製 食料品 Ａ　砂糖を加えたもの （b）その他のもの	35%	20.1%	無税	（同左）	19.0%	（同左）	29.8%	0※	△120
	21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）									
	2106.90		その他のもの									
12		284	2　その他のもの （2）その他のもの Ｅ　その他のもの （a）砂糖を加えたもの ハ　その他のもの （2）その他のもの Ⅲ　その他のもの （1）乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	35%	20.1%	無税	（同左）	19.0%	（同左）	29.8%	0※	△64
			【各種の調製食料品】									
	20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）									
	2008.99		その他のもの									
13		269	2 その他のもの （1）砂糖を加えたもの Ｂ その他のもの Ｄ その他のもの	30%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
	21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物									
			コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品									
	2101.20		茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品									
14		246	2　茶又はマテをもととした調製品 （2）その他のもの Ａ　砂糖を加えたもの （b）その他のもの	35%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
	21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）									
	2106.10		たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質									
15		219	2　その他のもの （1）砂糖を加えたもの Ｂ　その他のもの	35%	3.9%	無税	（同左）	2.0%	（同左）	21%	0※	0
	2106.90		その他のもの									
16		252	2　その他のもの （2）その他のもの Ｅ　その他のもの （a）砂糖を加えたもの イ　おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと －しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	20%	（同左）	（同左）	（同左）	28%	0※	－
17		281	ハ　その他のもの （2）その他のもの Ⅰ　小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	30%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
18		282	Ⅱ　しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が　500グラム以下のものに限る。）。成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が税令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき57円を超えるものを除く。）	90円/kg	1.9円/kg	無税	（同左）	（同左）	（同左）	76.50円/kg	0※	－
19		510	Ⅲ　その他のもの （Ⅱ）その他のもの －砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	30%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－
20		590	－その他のもの	30%	1.0%	無税	（同左）	（同左）	（同左）	29.8%	0※	－

※砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく調整金を考慮して算定

改正糖価調整法に基づく調整金対象の加糖調製品（20ライン）の輸入状況

（別紙2）

分類	HS番号		輸入国（上位3か国）、輸入量、輸入額、CIF価格											
			令和7年度				令和6年度				令和5年度			
			合計	第1位	第2位	第3位	合計	第1位	第2位	第3位	合計	第1位	第2位	第3位
ココア調製品	180610110	輸入国		ベトナム	大韓民国	タイ		タイ	大韓民国	ベトナム		タイ	大韓民国	ベトナム
		輸入量(kg)	22,383,927	7,746,150	5,860,402	4,806,630	20,460,513	6,051,105	5,270,626	4,541,560	20,085,662	6,556,775	4,741,039	4,547,930
		輸入額(千円)	5,401,572	1,790,478	1,468,964	1,152,466	4,360,237	1,292,039	1,132,969	951,472	3,497,216	1,083,030	884,534	764,545
		CIF価格(円/kg)	241	231	251	240	213	214	215	210	174	165	187	168
	180620112	輸入国		中華人民共和国	カナダ	フランス		中華人民共和国	カナダ	フランス		中華人民共和国	カナダ	フランス
		輸入量(kg)	373,554	348,600	21,524	2,580	317,550	272,500	41,100	2,950	377,786	340,700	32,259	3,097
		輸入額(円)	144,860	97,731	34,945	10,809	145,699	81,417	53,016	10,372	148,925	95,948	41,801	8,186
		CIF価格(円/kg)	388	280	1,624	4,190	459	299	1,290	3,516	394	282	1,296	2,643
	180620121	輸入国		大韓民国	マレーシア	シンガポール		大韓民国	マレーシア	タイ		大韓民国	シンガポール	マレーシア
		輸入量(kg)	41,573,013	14,083,875	10,342,666	7,861,495	47,526,320	17,992,000	10,917,020	9,037,503	48,564,881	14,873,940	13,534,400	9,709,255
		輸入額(千円)	16,651,767	5,235,619	3,975,996	3,793,026	15,967,450	5,405,396	3,589,373	2,733,294	10,193,520	2,996,709	2,992,216	1,926,070
		CIF価格(円/kg)	401	372	384	482	336	300	329	302	210	201	221	198
	180632212	輸入国		マレーシア	ベルギー	スイス		ベルギー	フランス	ポーランド		ベルギー	スイス	トルコ
		輸入量(kg)	447,300	218,687	64,817	29,606	339,799	88,907	54,335	46,817	399,064	127,545	65,687	42,512
		輸入額(千円)	1,052,281	394,479	338,546	66,941	797,317	391,205	60,125	32,759	966,699	519,226	144,479	47,410
		CIF価格(円/kg)	2,353	1,804	5,223	2,261	2,346	4,400	1,107	700	2,422	4,071	2,200	1,115
	180690212	輸入国		アメリカ合衆国	中華人民共和国	北マケドニア		アメリカ合衆国	シンガポール	中華人民共和国		アメリカ合衆国	シンガポール	北マケドニア
		輸入量(kg)	1,155,545	638,704	155,721	89,249	1,177,833	578,019	131,124	118,990	958,203	494,289	88,440	74,008
		輸入額(千円)	1,044,041	545,861	63,096	36,800	1,014,300	478,759	67,519	46,999	1,019,713	431,867	42,308	28,443
		CIF価格(円/kg)	904	855	405	412	861	828	515	395	1,064	874	478	384
調製した豆　（加糖あん）	200540191	輸入国		中華人民共和国	－	－		中華人民共和国	－	－		－	－	－
		輸入量(kg)	3,420	3,420			840	840			0			
		輸入額(千円)	1,115	1,115			265	265			0			
		CIF価格(円/kg)	－	326			315	315			－			
	200551191	輸入国		中華人民共和国	タイ	－		中華人民共和国	タイ	－		中華人民共和国	タイ	台湾
		輸入量(kg)	35,882,937	35,816,889	66,048		35,881,413	35,788,543	92,870		34,866,911	34,116,234	731,732	18,045
		輸入額(千円)	6,256,002	6,240,562	15,440		6,516,683	6,495,862	20,821		6,173,153	6,039,761	126,009	7,083
		CIF価格(円/kg)	174	174	234		182	182	224		177	177	172	393
ｺｰﾋｰ調製品	210111110	輸入国		－	－	－		－	－	－		－	－	－
		輸入量(kg)					0				0			
		輸入額(千円)					0				0			
		CIF価格(円/kg)	－				－				－			
	210112111	輸入国		大韓民国	ベトナム	インドネシア		ベトナム	インドネシア	中華人民共和国		インドネシア	ベトナム	大韓民国
		輸入量(kg)	62,914	33,000	10,339	8,412	31,351	18,445	11,208	1,698	7,980	4,276	3,673	31
		輸入額(千円)	91,749	42,443	6,166	5,010	28,558	11,554	5,496	11,508	4,712	2,119	2,352	241
		CIF価格(円/kg)	1,458	1,286	596	596	911	626	490	6,777	590	496	640	7,774
	210112246	輸入国		－	－	－		－	－	－		インドネシア	－	－
		輸入量(kg)					0				331	331		
		輸入額(千円)					0				207	207		
		CIF価格(円/kg)	－				－				625	625		
ミルク調製品（粉乳調製品）	190190219	輸入国		シンガポール	タイ	マレーシア		シンガポール	タイ	大韓民国		シンガポール	大韓民国	タイ
		輸入量(kg)	53,544,169	19,696,490	8,632,125	8,532,330	64,163,485	26,634,075	11,640,650	9,358,225	63,362,171	40,256,620	7,621,500	7,217,500
		輸入額(千円)	15,772,350	6,800,289	2,277,103	2,391,379	18,716,909	8,757,920	2,969,761	2,384,940	16,818,637	11,156,611	1,849,531	1,697,716
		CIF価格(円/kg)	295	345	264	280	292	329	255	255	265	277	243	235
	210690284	輸入国		ベトナム	大韓民国	ニュージーランド		大韓民国	ニュージーランド	シンガポール		シンガポール	大韓民国	ニュージーランド
		輸入量(kg)	32,842,910	7,638,143	6,677,076	6,671,602	35,442,438	7,657,563	6,827,375	6,737,186	32,444,712	12,532,590	7,440,500	6,073,617
		輸入額(千円)	8,781,339	1,905,524	1,809,227	1,895,453	9,468,094	2,050,522	1,896,557	1,915,476	8,828,070	3,308,462	2,077,529	1,815,107
		CIF価格(円/kg)	267	249	271	284	267	268	278	284	272	264	279	299
その他調製品	200899269	輸入国		－	－	－		－	－	－		－	－	－
		輸入量(kg)					0				0			
		輸入額(千円)					0				0			
		CIF価格(円/kg)	－				－				－			
	210120246	輸入国		－	－	－		ドイツ	－	－		－	－	－
		輸入量(kg)					60	60			0			
		輸入額(千円)					213	213			0			
		CIF価格(円/kg)					3,550	3,550			－			
	210610219	輸入国		－	－	－		－	－	－		－	－	－
		輸入量(kg)					0				0			
		輸入額(千円)					0				0			
		CIF価格(円/kg)	－				－				－			
	210690252	輸入国		－	－	－		－	－	－		－	－	－
		輸入量(kg)					0				0			
		輸入額(千円)					0				0			
		CIF価格(円/kg)	－				－				－			
	210690281	輸入国		ベトナム	アメリカ合衆国	英国		ベトナム	ペルー	ドイツ		ベトナム	大韓民国	ブラジル
		輸入量(kg)	184,825	136,896	10,518	6,388	199,269	132,733	15,740	10,396	94,408	35,458	30,516	9,522
		輸入額(千円)	288,202	203,454	28,225	19,490	330,719	230,812	17,833	12,443	122,792	59,302	23,488	10,946
		CIF価格(円/kg)	1,559	1,486	2,683	3,051	1,660	1,739	1,133	1,197	1,301	1,672	770	1,150
	210690282	輸入国		－	－	－		－	－	－		－	－	－
		輸入量(kg)					0				0			
		輸入額(千円)					0				0			
		CIF価格(円/kg)	－				－				－			
	210690510	輸入国		タイ	大韓民国	ベトナム		タイ	大韓民国	ベトナム		タイ	大韓民国	ベトナム
		輸入量(kg)	101,109,540	56,048,340	42,321,020	2,048,020	103,231,860	56,652,020	41,421,660	4,509,140	106,397,690	57,959,250	43,109,640	5,012,000
		輸入額(千円)	12,206,971	6,642,321	5,208,030	271,708	13,383,068	7,495,905	5,166,901	640,619	13,394,097	7,335,921	5,308,224	712,485
		CIF価格(円/kg)	121	119	123	133	130	132	125	142	126	127	123	142
	210690590	輸入国		大韓民国	タイ	ベトナム		大韓民国	タイ	ベトナム		大韓民国	タイ	ベトナム
		輸入量(kg)	55,372,321	38,314,098	14,344,841	2,361,180	58,572,794	43,258,776	12,781,350	2,181,870	62,839,421	45,128,877	14,574,810	2,815,170
		輸入額(千円)	6,679,795	4,465,916	1,747,937	297,981	7,328,293	5,187,918	1,697,122	292,176	7,367,728	5,096,855	1,742,107	361,914
		CIF価格(円/kg)	121	117	122	126	125	120	133	134	117	113	120	129

財務省「貿易統計」より

経済連携協定の譲許状況

（別紙3）

税　番	CPTPP	日EU	各年度の税率（上段：CPTPP、下段：日EU）									
			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028～
1806.10-110	TWQ-26	TRQ-15	27.00%	25.70%	24.30%	23%	21.60%	20.30%	18.90%	17.60%	16.20%	14.90%
			27.00%	25.70%	24.30%	23%	21.60%	20.30%	18.90%	17.60%	16.20%	14.90%
1806.20-112	TWQ-18		0%									
			24.40%	21.70%	19%	16.30%	13.50%	10.80%	8.10%	5.40%	2.70%	0%
1806.20-121	TWQ-27		25.90%	24.90%	23.90%	22.90%	21.80%	20.80%	19.80%	18.80%	17.80%	16.80%
			22.90%	20.40%	17.80%	15.30%	12.70%	10.20%	7.60%	5.10%	2.50%	0%
1806.32-212	TWQ-19		0%									
			24.40%	21.70%	19%	16.30%	13.50%	10.80%	8.10%	5.40%	2.70%	0%
1806.90-212	TWQ-19		0%									
			24.40%	21.70%	19%	16.30%	13.50%	10.80%	8.10%	5.40%	2.70%	0%
1901.90-219	TWQ-29	TRQ-15	27.60%	26.50%	25.40%	24.30%	23.30%	22.20%	21.10%	20%	18.90%	17.90%
			27.60%	26.50%	25.40%	24.30%	23.30%	22.20%	21.10%	20%	18.90%	17.90%
2005.40-191	TWQ-21	TRQ-15	0%									
			0%									
2005.51-191	TWQ-21	TRQ-15	0%									
			0%									
2008.99-218	TWQ-20	TRQ-11	0%									
	TWQ-24	TRQ-12	0%									
2101.11-110			19.20%	16.80%	14.40%	12%	9.60%					
			19.20%	16.80%	14.40%	12%	9.60%					
2101.12-111	TWQ-20	TRQ-11	0%									
			0%									
2101.12-246	TWQ-20	TRQ-11	0%									
			0%									
2101.20-246	TWQ-20	TRQ-11	0%									
			0%									
2106.10-219			17.10%	15.20%	13.30%	11.40%	9.50%	7.60%	5.70%	3.80%	1.90%	0%
			17.10%	15.20%	13.30%	11.40%	9.50%	7.60%	5.70%	3.80%	1.90%	0%
2106.90-252	TWQ-20	TRQ-11	0%									
			0%									
2106.90-281	TWQ-20	TRQ-11	0%									
			0%									
2106.90-282	TWQ-30	TRQ-15	0%									
			0%									
2106.90-284	TWQ-31	TRQ-15	27.60%	26.50%	25.40%	24.30%	23.30%	22.20%	21.10%	20%	18.90%	17.90%
			27.60%	26.50%	25.40%	24.30%	23.30%	22.20%	21.10%	20%	18.90%	17.90%
2106.90-510	TWQ-30	TRQ-15	0%									
			0%									
2106.90-590	TWQ-24	TRQ-12	0%									
			0%									